

平成 24 年 6 月 4 日

各 位

会 社 名 エナジーサポート株式会社

代表者名 代表取締役社長 吉村亜東司

(コード番号 6646 名証二部・大証二部)

問合せ先 常務取締役管理本部長 村山幹樹

(TEL 0568-67-0851)

(訂正)「定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得等に関する
お知らせ」の一部訂正

平成 24 年 5 月 11 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得等に関する
お知らせ」の一部に訂正すべき箇所がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

【訂正の内容】

「第 1 当社の定款一部変更について」の「2 本定時株主総会第 2 号議案及び本種類株主
総会議案「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」(2) 変更内容」に記載されてい
る定款の対照表（6 頁から 7 頁まで）に定款第 8 条の規定を追加するものであります。

(訂正箇所には二重下線を付しております。)

【訂正前】

(2) 変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。第 1 号議案に係る変更後の定款の規定を追加
変更するものであります。なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、第 1 号議案及び第 3
号議案について原案どおりご承認が得られること、並びに本種類株主総会において本議案
の追加変更案と同内容の定款変更案の議案について原案どおりご承認が得られることを条
件といたします。また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成 24 年 7 月 31 日とい
たします。

(下線は変更部分を示します。)

第 1 号議案に係る変更後の定款	追加変更案
<p>(発行可能株式の種類及び総数)</p> <p>第 6 条 当社は、次条第 1 項に定める内容の種類株式 (以下「<u>普通株式</u>」という。) と同第 2 項に定める内容の種類株式 (以下「<u>A 種類株式</u>」という。) の二種類の種類株式を発行することができる。</p> <p>2 当社の発行可能株式総数は、<u>36,715,000 株</u>とし、このうち、<u>普通株式</u>の発行可能種類株式総数は <u>36,714,000 株</u>、<u>A 種類株式</u>の発行可能種類株式総数は <u>1,000 株</u>とする。</p> <p>(各種類株式の内容)</p> <p>第 6 条の 2 当社が発行する<u>普通株式は、その内容において、A 種類株式に優先しないものとし、当社は、普通株式に関し、会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</u></p> <p>2 当社が発行する A 種類株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するとき</p>	<p>(発行可能株式の種類及び総数)</p> <p>第 6 条 当社は、次条第 1 項に定める内容の種類株式 (以下「<u>全部取得条項付種類株式</u>」という。) と同第 2 項に定める内容の種類株式 (以下「<u>A 種類株式</u>」という。) の二種類の種類株式を発行することができる。</p> <p>2 当社の発行可能株式総数は、<u>36,715,000 株</u>とし、このうち、<u>全部取得条項付種類株式</u>の発行可能種類株式総数は <u>36,714,000 株</u>、<u>A 種類株式</u>の発行可能種類株式総数は <u>1,000 株</u>とする。</p> <p>(各種類株式の内容)</p> <p>第 6 条の 2 当社が発行する<u>全部取得条項付種類株式の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>全部取得条項</u></p> <p>当社は、株主総会の決議によって<u>全部取得条項付種類株式の全部を取得できるものとする。当該取得を行う場合には、当社は、全部取得条項付種類株式の取得と引換えに、全部取得条項付種類株式 1 株につき新たに発行する A 種類株式を 904,000 分の 1 株の割合をもって交付する。</u></p> <p>(2) <u>その他の事項</u></p> <p>当社は、<u>全部取得条項付種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</u></p> <p>2 当社が発行する A 種類株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するとき</p>

<p>は、A種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、<u>普通株式</u>を有する株主又は<u>普通株式</u>の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式 1 株につき 1 円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、<u>普通株式</u>を有する株主又は<u>普通株式</u>の登録株式質権者及びA種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</p> <p>(2) その他の事項</p> <p>当社は、A 種種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p>	<p>は、A種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、<u>全部取得条項付種類株式</u>を有する株主又は <u>全部取得条項付種類株式</u>の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式 1 株につき 1 円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、<u>全部取得条項付種類株式</u>を有する株主又は<u>全部取得条項付種類株式</u>の登録株式質権者及びA種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</p> <p>(2) その他の事項</p> <p>当社は、A 種種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p>
(新規)	<p>(附則)</p> <p><u>第 1 条 第 6 条の 2 第 1 項第 (1) 号の規定は、平成 24 年 7 月 31 日の到来により効力を生じ、当該効力の発生と同時に、本条 (附則第 1 条) を削るものとする。</u></p>

【訂正後】

(2) 変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。第 1 号議案に係る変更後の定款の規定を追加変更するものであります。なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、第 1 号議案及び第 3 号議案について原案どおりご承認が得られること、並びに本種類株主総会において本議案の追加変更案と同内容の定款変更案の議案について原案どおりご承認が得られることを条件といたします。また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成 24 年 7 月 31 日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

第 1 号議案に係る変更後の定款	追加変更案
<p>(発行可能株式の種類及び総数)</p> <p>第 6 条 当社は、次条第 1 項に定める内容の種類株式 (以下「<u>普通株式</u>」という。)</p>	<p>(発行可能株式の種類及び総数)</p> <p>第 6 条 当社は、次条第 1 項に定める内容の種類株式 (以下「<u>全部取得条項付種</u></p>

と同第 2 項に定める内容の種類株式（以下「A種種類株式」という。）の二種類の種類株式を発行することができる。

- 2 当社の発行可能株式総数は、36,715,000 株とし、このうち、普通株式の発行可能種類株式総数は 36,714,000 株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は 1,000 株とする。

（各種類株式の内容）

第 6 条の 2 当社が発行する普通株式は、その内容において、A種種類株式に優先しないものとし、当社は、普通株式に関し、会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項について特段の定めを設けない。

- 2 当社が発行する A 種種類株式の内容は、次のとおりとする。

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式 1 株につき 1 円を支払う。上記の残余財産の

類株式という。）と同第 2 項に定める内容の種類株式（以下「A種種類株式」という。）の二種類の種類株式を発行することができる。

- 2 当社の発行可能株式総数は、36,715,000 株とし、このうち、全部取得条項付種類株式の発行可能種類株式総数は 36,714,000 株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は 1,000 株とする。

（各種類株式の内容）

第 6 条の 2 当社が発行する全部取得条項付種類株式の内容は、次のとおりとする。

(1) 全部取得条項

当社は、株主総会の決議によって全部取得条項付種類株式の全部を取得できるものとする。当該取得を行う場合には、当社は、全部取得条項付種類株式の取得と引換えに、全部取得条項付種類株式 1 株につき新たに発行するA種種類株式を 904,000 分の 1 株の割合をもって交付する。

(2) その他の事項

当社は、全部取得条項付種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項について特段の定めを設けない。

- 2 当社が発行する A 種種類株式の内容は、次のとおりとする。

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、全部取得条項付種類株式を有する株主又は全部取得条項付種類株式の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式 1 株につき 1

<p>分配後、残余する財産があるときは、<u>普通株式</u>を有する株主又は<u>普通株式</u>の登録株式質権者及びA種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</p> <p>(2) その他の事項</p> <p>当社は、A種種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p>	<p>円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、<u>全部取得条項付種類株式</u>を有する株主又は<u>全部取得条項付種類株式</u>の登録株式質権者及びA種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</p> <p>(2) その他の事項</p> <p>当社は、A種種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p>
<p><u>(単元株式数)</u></p> <p>第8条 当社の<u>普通株式</u>の単元株式数は、<u>1,000株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p>	<p><u>(単元株式数)</u></p> <p>第8条 当社の<u>全部取得条項付種類株式</u>の単元株式数は、<u>1,000株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p>
<p>(新規)</p>	<p>(附則)</p> <p>第1条 第6条の2第1項第(1)号の規定は、平成24年7月31日の到来により効力を生じ、当該効力の発生と同時に、本条<u>(附則第1条)</u>を削るものとする。</p>

以上